

児童手当

児童手当は、出生から15歳到達後の最初の3月末までの間にある児童（中学校第3学年修了前の児童）を養育している方に手当を支給する制度です。

受給には手続きが必要です。お住まいの区役所で住民登録をした後、子育て支援担当課で児童手当の申請をしてください。

支給対象

中学校を卒業するまで（子どもの15歳の誕生日の最初の3月末まで）の児童を養育している方。

原則として：

- 父母がともに児童を養育している場合は、原則として、恒常的に所得の高い方（生計中心者）が、手当の受給資格者になります。
- 児童が日本国内に住んでいる場合。

申請方法

子どもの出産や他の市区町村や外国から転居等の場合は、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出（申請）します。

市町村の認定を受けると、通常は申請した月の翌月から支給されます。そのため、できるだけ早く申請する必要があります。

15日間ルール

児童手当は通常、申請した翌月から支給されます。

ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。

また、お子さんが生まれたときは、出生の日の翌日から15日以内に、現住所の市区町村に申請が必要です。

連絡先

各市区町村区役所 子育て支援担当課